

建築物のアスベスト対策

—適切な理解と対応について—

アスベストとは・・・、アスベストの有害性

■アスベストとは

アスベストは石綿(いしわた、あるいはせきめん)とも呼ばれ、天然に産する**鉱物繊維**のことです。

(※規制の対象となる建築材料はアスベスト含有建材の重量比1パーセント超より、**0.1パーセント超に改定されました。**)

■アスベストの有害性

アスベストの繊維はきわめて細いため、飛散したアスベスト繊維を大量に吸入すると肺の中に残り、アスベスト肺、肺がんや中皮腫の原因となる恐れがあります。アスベスト含有のあるビル等の解体(改修)時にアスベストの繊維が飛散するような場合は、危険性を増す可能性があり、又、スレート等の固定化された状態で使用されている限り、アスベストの飛散はありませんが解体(改修)時には、適切な施工を行うことにより、危険性をなくすことが必要です。

アスベストを含む建材の種類と製造時期

■アスベストは、建築物の耐火被覆材、吸音・断熱材等、さまざまな用途に使われており、その種類と製造時期は下表の通りです。



吹付けアスベスト(S造の耐火被覆)



ケイ酸カルシウム板(2種)(S造耐火被覆)



ビニール床タイル(石綿含)

	名 称	石綿含有製造期間
飛散性のあるもの レベル1	石綿吹付け(建築基準法)	昭和49年以前
	石綿含有のロックウール吹付け(建築基準法)	昭和55年以前
	石綿含有のその他の吹付け ※計画・作業の届出、適正な作業環境の下にて、除去・囲い込み・封じ込めの工事となる(廃石綿として処理)	昭和63年以前
飛散性に準ずるもの レベル2	石綿含有のけい酸カルシウム板(2種)	昭和60年頃以前
	石綿含有の煙突断熱材	昭和63年頃以前
	石綿含有の屋根用折板裏打ち材	昭和59年頃以前
	石綿含有の断熱材(保温材) 対象に追加	昭和63年頃以前
※東京都の場合はレベル1と同等の工事仕様が必要となる(廃石綿として処理)		
飛散性のないもの レベル3	石綿含有のビニール床タイル	昭和61年頃以前
	石綿含有の岩綿吸音板	昭和61年頃以前
	石綿含有の押出成形セメント板・スレート類	平成16年9月以前
	※改修工事等において、届出は不要ですが湿潤化・保護マスク等の適正な処理は必要 (石綿含有産業廃棄物として処理)	

アスベストに関する法規制

■石綿障害予防規則 (厚生労働省 : 平成17年7月1日施行)

事業者は、その労働者を就業させる建築物に吹付けられた石綿が損傷、劣化等によりその粉じんを飛散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹付け石綿の**除去、封じ込め、囲い込み**等の措置を講じなければならない。(第10条)
建築物等の解体工事等の発注者は、工事の請負人に対し、当該建築物等における石綿含有建材の**使用状況等(設計図書等)を通知**するよう努めなければならない(第8条)

■建築基準法 (国土交通省 : 平成18年10月1日施行)

吹付け石綿等の使用を規制する改正を行い、増改築時の除去等の義務付け、実態調査による定期報告により、衛生上有害となるおそれのある場合に勧告及び命令を行う。(対象建材は吹付けアスベスト、アスベスト含有のロックウール吹付け)

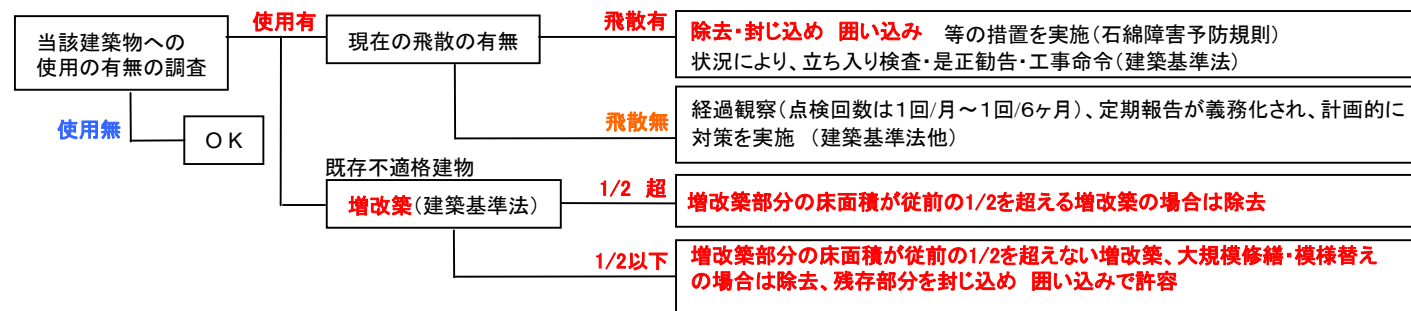
■大気汚染防止法 (厚生労働省 : 平成18年9月1日施行)

プラントなどの工作物を含む対象物の拡大、特定粉じん排出等について特定耐火建築等の規定・規模要件が撤廃された。

アスベストに対する今後の対応

■『飛散性・飛散性に準ずる建材』について

※平成18年9月・10月に法律の改正が行われています。



■『飛散性のない建材』については解体・改修工事施工に際しては、届出は不要ですが湿潤化・保護マスク等の適正な処理は必要となります。

お問い合わせ先

トータルリニューアルで“より快適な空間へ”

K&E ケーアンドイー 株式会社

〒162-8557 東京都新宿区津久戸町2-1
営業企画部 TEL:03-3266-7091
URL <http://www.k-and-e.co.jp>